

16 千環環境第 203 号

平成 16 年 9 月 21 日

千葉市長 鶴岡 啓一様

千葉市長 鶴岡 啓一

最終処分場跡地周辺整備事業（下田 仮称市民ゴルフ場）
に係る環境影響評価準備書に対する市長意見について

千葉市環境影響評価条例第 19 条の規定により提出されたレクリエーション施設用地造成事業「最終処分場跡地周辺整備事業（下田 仮称市民ゴルフ場）」に係る環境影響評価準備書について慎重に検討を重ねたところ、その内容については、おおむね妥当なもの認められますが、同条例第 24 条の規定による環境の保全の見地からの意見は下記のとおりですので、所要の措置を講じて下さい。

なお、千葉市環境影響評価審査会より、これらに加え「当該ゴルフ場については、災害等の緊急事態が発生した場合における市民の適格な避難場所として考慮されるよう希望します。」との意見が提出されていますので、配慮して下さい。

記

1 自然環境及び景観に関すること

- 1) 事業計画地周辺には希少猛禽類の生息が確認されており、工事中及び供用後も該当種の生態の把握に努めること。

また、工事実施計画を詳細に検討する際は、それらの生態を十分配慮するほか、速やかに専門家の指示を受けること。

なお、工事中や供用後において評価書の予測結果と異なる影響が確認された場合は、専門家の指示を受け、適切な措置を講じること。

- 2) 現地調査で確認されている動植物のうち、「千葉市レッドリスト（平成 16 年 5 月作成）」に記載がある種については、その生息や生育への影響について予測し、評価を行うこと。

また、現地において再生産が可能であるような環境を維持するよう考慮すること。

- 3) 市民ゴルフ場の植栽については、現況調査結果を踏まえて、地域特性にあった樹種

等を選定するとともに、残存林を最大限に活用したものとすること。

- 4) 外部からの良好な景観の形成に配慮するとともに、植栽形式のモデルプランの作成を検討すること。

2 工事の実施に関すること

- 1) 遮水シートが破損して地下水の汚染が生じることのないよう万全を期すこと。
- 2) 既存の動物の行動域において、移動の障害となるような工作物等を作らないこと。
- 3) 施工時の重機の稼動に伴う騒音について、より精度の高い予測をして評価を行うこと。

3 管理体制に関すること

廃棄物最終処分場の維持管理体制と本事業に係る管理体制とを明確に区分し、地下水、メタンガス等及び悪臭に係るモニタリングや環境保全対策について事前に調整した上で、適切な措置を講じること。

なお、ゴルフ場内の芝をはじめ、生物群集に対して農薬は使用しないこと。

4 その他

ゴルフ場ができたことにより交通渋滞、振動、騒音及び排ガス等による環境悪化が生じないように十分配慮すること。